

関係法令

1 食料・農業・農村政策審議会農業保険部会関連

・食料・農業・農村基本法（抄）	1
・食料・農業・農村政策審議会令	3
・食料・農業・農村政策審議会議事規則	7
・食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について	9

2 農業共済関連

・農業保険法（抄）	11
・農業保険法施行規則（抄）	13
・農業保険法第144条第1項の農林水産大臣が定める区分を定める件	19

○食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

最終改正…平成三十年十月二十二日

(農産物の価格の形成と経営の安定)

第三十条 (略)

2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 国は、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十九号）

最終改正…平成二十九年七月七日

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(臨時委員及び専門委員の任命)

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議會は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議會は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議會の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議會に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議會の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議會は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議會の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議會の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議會の運営に関し必要な事項は、会長が審議會に諮って定める。

附 則 (略)

食料・農業・農村政策審議会議事規則

〔 平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定 〕

（総則）

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成12年政令第289号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 会議は、会長が招集する。

（議事）

第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（議事録）

第4条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

（臨時委員）

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成 20 年 3 月 7 日改正
平成 20 年 5 月 15 日改正
平成 20 年 7 月 25 日改正
平成 21 年 1 月 27 日改正
平成 21 年 7 月 23 日改正
平成 23 年 9 月 1 日改正
平成 26 年 3 月 28 日改正
平成 27 年 10 月 22 日改正
平成 29 年 7 月 26 日改正
平成 30 年 5 月 16 日改正
平成 30 年 10 月 4 日改正

第 1 条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食料産業部会	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹・有機部会	果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）及び有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

畜産部会	家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）、飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業保険部会	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるもの。 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式並びに農業経営収入保険の保険料標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興整備部会	1 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）及び都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるもの。 ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

第 2 条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第 3 条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食料産業部会	食料産業局企画課
食糧部会	政策統括官付農産企画課
果樹・有機部会	生産局園芸作物課、農業環境対策課
甘味資源部会	政策統括官付地域作物課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業保険部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

附 則（平成 30 年 10 月 4 日決定）（略）

○農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号) (抄)

(共済掛金率)

第四百四十四条 死亡廃用共済の共済掛金率は、共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分を定めるときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この条において同じ。)ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

② 疾病傷害共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、次に掲げる率を合計して得た率とする。

一 疾病及び傷害による損害(次号に規定する診療技術料等を除く。)に対応する基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める率

二 診療技術料等(疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるものをいう。)に対応する基準共済掛金率を下回らず、農林水産省令で定める率を超えない範囲内において事業規程等で定める率

③ 前二項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、死亡廃用共済にあつては共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、疾病傷害共済にあつては共済目的の種類ごと、前項各号に規定する損害の区分ごと及び危険段階ごとに、それぞれ組合等が定める。

④ 前項の共済掛金標準率は、死亡廃用共済にあつては共済目的の種類ごとに、疾病傷害共済にあつては共済目的の種類ごと及び第二項各号に規定する損害の区分ごとに、それぞれ過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

⑤ 前項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済掛金率)

第四百四十九条 果樹共済の共済掛金率は、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「収穫共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「樹体共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、それぞれ基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

② 前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、収穫共済にあつては収穫共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹体共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、それぞれ組合等が定める。

③ 前項の共済掛金標準率は、収穫共済にあつては収穫共済掛金区分ごとに、樹体共済にあつては樹体共済掛金区分ごとに、それぞれ過去一定年間に於ける被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

④ 第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済掛金率)

第百五十四条 畑作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分（以下この条において「共済掛金区分」という。）ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

② 前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

③ 前項の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごとに、過去一定年間に於ける被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

④ 第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済掛金率)

第百六十条 園芸施設共済の共済掛金率は、特定園芸施設の種類のその他の農林水産省令で定める共済関係の区分（以下この条において「共済掛金区分」という。）ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

② 前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

③ 前項の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごとに、過去一定年間に於ける被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

④ 第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

○農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）（抄）

（定義）

第一条（略）

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一（略）

二 共済掛金区分 農作物共済にあつては法第三百三十七条第一項に規定する共済掛金区分、家畜共済にあつては死亡廃用共済又は疾病傷害共済の別ごとの法第四百四十四条第一項に規定する共済目的の種類、果樹共済にあつては法第四百四十九条第一項に規定する收穫共済掛金区分及び樹体共済掛金区分、畑作物共済にあつては法第五百四十四条第一項に規定する共済掛金区分、園芸施設共済にあつては法第六十条第一項に規定する共済掛金区分

三・四（略）

（附帯施設又は施設内農作物を共済目的とすることの申出）

第五十二条 附帯施設又は施設内農作物は、事業規程等で定めるところにより、法第五百五十七条第一項の規定による申込みに併せて組合員又は共済資格者が申出をすることにより、共済目的とすることができる。この場合において、当該組合員又は共済資格者は、当該申込みに係る共済関係のうち、附帯施設又は施設内農作物を共済目的とすることができるもの（その特定園芸施設に係る附帯施設又は施設内農作物が、共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されるもの又は通常の管理が行われず若しくは行われないおそれがあるものである共済関係を除く。）の全てについて、当該申出をしなければならない。

（共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乗ずる割合）

第二百二十三条 法第四百四十八条第三項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十又は百分の六十の中から組合員又は共済資格者が申し出た割合とする。

（收穫共済の共済掛金区分）

第二百二十七条 收穫共済についての法第四百四十九条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一 類区分

二 引受方式の別

三 第二百二十三条又は第二百二十九条各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別

四 第二百三十七条第二項の申出の有無の別

五 防災施設の有無及びその種類の別

(樹体共済の共済掛金区分)

第二百二十八条 樹体共済についての法第四百十九条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、共済目的の種類とする。

(共済金の支払開始減収量)

第二百二十九条 法第五百十条第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと（地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）に、当該各号に定めるものとする。

一 全相殺減収方式及び全相殺品質方式 当該組合員等の法第五百十条第一項の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）に、百分の二十、百分の三十又は百分の四十のうち当該組合員等が法第四百七十七条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

二 半相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の三十、百分の四十又は百分の五十のうち当該組合員等が法第四百七十七条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

三 地域インデックス方式 基準統計単収に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の樹齢構成及び隔年結果の状況を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の面積を乗じて得た数量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第四百七十七条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

(収穫共済の共済責任期間の基準)

第二百三十七条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、事業規程等で定めた場合は、半相殺方式の共済責任期間は、組合員又は共済資格者の申出により、次の各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間とすることができる。

一 りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、すもも及びキウイフルーツ 発芽期から当該発芽期の属する年の年

産の果実の収穫をするに至るまでの期間

二 うんしゅうみかん、いよかん及びうめ 開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

三 なつみかん、かんきつ類の果樹及びびわ 開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

3 (略)

(共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乗ずる割合)

第四百十五條 法第五百十三條第三項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十又は百分の六十の中から組合員又は共済資格者が申し出た割合とする。

(共済掛金区分)

第四百十七條 法第五百十四條第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一 類区分

二 引受方式の別

三 第四百十五條又は次條第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別

(共済金の支払開始減収量)

第四百十八條 法第五百十五條第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと(地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと)に、当該各号に定めるものとする。

一 全相殺方式 当該組合員等の基準収穫量(蚕繭にあつては、基準収繭量)に、百分の二十、百分の三十又は百分の四十(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては、百分の十、百分の二十又は百分の三十)のうち当該組合員等が法第五百十二條第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

二 半相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の三十、百分の四十又は百分の五十(大豆にあつては、百分の二十、百分の三十又は百分の四十)のうち当該組合員等が法第五百十二條第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

三 地域インデックス方式 基準統計単収に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて得た数量に、百分

の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第一百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

2
(略)

(共済価額)

第一百五十六条 (略)

2 法第一百五十九条第一項の共済価額は、事業規程等で定めたときは、前項の規定にかかわらず、組合員又は共済資格者の申出により、同項の規定により定められる金額に、次に掲げる金額を加えた金額とすることができる。

一 共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用の額として農林水産大臣が定める金額
二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た金額

イ 特定園芸施設(被覆材を除く。)の再建築価額及び附帯施設の再取得価額(当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額をいう。)にそれぞれ農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額の合計金額

3
(略)
ロ 特定園芸施設(被覆材を除く。)及び附帯施設の共済責任期間の開始の時における価額の合計金額

(共済掛金区分)

第一百五十七条 法第六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一 施設内農作物に係る第五十二条の申出の有無の別

二 前条第二項第一号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別

三 前条第二項第二号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別

四 特定園芸施設の被覆期間の別

五 次の表に定める区分

六 第一百五十九条の規定により申し出た金額の別

特定園芸施設の区分	区分の標準
ガラス室Ⅰ類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
ガラス室Ⅱ類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチックハウスⅠ類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
プラスチックハウスⅡ類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
プラスチックハウスⅢ類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅣ類乙以外のもの
プラスチックハウスⅣ類甲	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもので、プラスチックハウスⅣ類乙及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの
プラスチックハウスⅣ類乙	主としてプラスチックフィルム（農林水産大臣が定める施設以外の施設にあつては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもので、プラスチックハウスⅤ類以外のもの
プラスチックハウスⅤ類	屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設並びに屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち農林水産大臣が定める基準に該当するもの
プラスチックハウスⅥ類	主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設及びその全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの
プラスチックハウスⅦ類	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもの

(小損害不填補)

第百五十九条 法第六十一条第一項の農林水産省令で定める金額は、各号に掲げる金額のうち組合員又は共済資格者が申し出たものとする。この場合において、当該組合員又は共済資格者は、当該申込みに係る共済関係の全てについて、同一の金額を申し出なければならない。

- 一 三万円（共済価額の二十分の一に相当する金額が三万円に満たないときは、当該相当する金額）
- 二 十万円
- 三 二十万円

○農業保険法第四百四十四条第一項の農林水産大臣が定める区分を定める件（平成三十年三月二十七日農林水産省告示六百二十五号）
 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める区分を次のように定める。

農業保険法第四百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して定める区分は、死亡廃用共済に係るものにあつては別表第一、疾病傷害共済に係るものにあつては別表第二に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一（死亡廃用共済）

共済目的の種類		区分
牛	搾乳牛	満二十四月齢以上の乳牛の雌であつて、搾乳の用に供されるもの
	繁殖用雌牛	満二十四月齢以上の肉用牛の雌であつて、繁殖の用に供されるもの
	育成乳牛 （子牛等選択あり）	満二十四月齢未満の乳牛の雌（子牛及び牛の胎児（以下「子牛等」という。）を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）及び牛の胎児のうち乳牛であるものの
	育成乳牛 （子牛等選択なし）	満二十四月齢未満の乳牛の雌（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	育成・肥育牛 （子牛等選択あり）	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの
	育成・肥育牛 （子牛等選択なし）	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	乳用種種雄牛	種雄牛であつて、乳用種に属するもの
	肉用種種雄牛	種雄牛であつて、肉用種に属するもの

別表第二（疾病傷害共済）

豚	馬		牛						共済目的の種類
									区分
種豚	種雄馬	一般馬	肉用種種雄牛	乳用種種雄牛	肉用牛 (子牛選択なし)	肉用牛 (子牛選択あり)	乳用牛 (子牛選択なし)	乳用牛 (子牛選択あり)	
種豚	種雄馬	繁殖用雌馬及び育成・肥育馬	種雄牛であつて、肉用種に属するもの	種雄牛であつて、乳用種に属するもの	除く。乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに 限る。）	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）	

豚			馬		
群単位肉豚	特定肉豚	種豚	種雄馬	育成・肥育馬	繁殖用雌馬
肉豚	農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四条に規定する	群単位肉豚以外の肉豚	種豚	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	満三十六月齢以上の馬の雌であつて、繁殖の用に供されるもの